

中分類30—ゴム製品製造業

総 説

この中分類は天然ゴム、合成ゴム、ガタバーチャ、パウダゴム及びガタシヤツク等からあらゆる種類のゴム製品、すなわちタイヤ、ゴム靴、工業用ゴム製品、ゴム引布、ゴム雑貨等を製造する事業所をいい、再生ゴム、更新クイヤ、再生クイヤの製造に従事する事業所も本分類に含まれる。自己の事業所において製造したゴム引布からゴム引布製品を製造する事業所は本分類に含まれる。但し、ゴム入織物の製造は中分類 22 に、購入したゴム引布からゴム引布製品を製造する事業所は中分類 23 に、合成ゴムは中分類 28 に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

301 タイヤ及びチューブ製造業

3011 タイヤ及びチューブ製造業

あらゆる型の車の空気入タイヤ、チューブ及びソリッドタイヤの製造に従事する事業所をいう。但し、再生タイヤ、更新タイヤ製造業は小分類305 タイヤ再生業に分類される。

○タイヤ製造業；チューブ製造業

×タイヤ再生業〔3051〕

302 ゴム製履物及び附属品製造業

3021 ゴム製履物製造業

主として総ゴム靴、防水布靴、地下足袋、ゴム底布靴等の製造に従事する事業所をいう。

○ゴム靴製造業；地下足袋製造業；ゴム底靴製造業

3022 ゴム製履物附属品製造業

主として履物用のゴム底、ゴム踵その他のゴム製履物の部分品、附属品の製造に従事する事業所をいう。但し、古タイヤ、古チューブ等から草履裏、靴底等を製造する事業所は 3041 に分類される。

○ゴム製靴底製造業；ゴム製靴踵製造業；ゴム製履物裏製造業；ゴム製履物用附属品製造業

×靴底製造業（古タイヤ、古チューブのもの）〔3041〕；履物裏（古タイヤ、古チューブのもの）製造業〔3041〕

303 再生ゴム製造業

中分類30—ゴム製品製造業

- 3031 再生ゴム製造業
購入した古タイヤ、屑ゴムその他のゴムから再生ゴムの製造に主として従事する事業所をいう。
主として古タイヤ、屑ゴムその他のゴムを集め販売することを目的とし、再生ゴムの製造を行わない事業所は大分類 G 卸売及び小売業に分類される。
○屑ゴム再生業
×古ゴム集荷販売業〔G〕
- 304 屑ゴム製品製造業
3041 屑ゴム製品製造業
古屑ゴムを利用して、古屑ゴム製品の製造に従事する事業所をいう。主な製品は古タイヤ、チューブを打ち抜いて造る草履裏、靴底のようなものである。再生ゴム製造業は本分類に含まれない。
○古タイヤ、チューブ製品製造業（靴底、草履裏、ゴム紐等）
×再生ゴム製造業〔3031〕
- 305 タイヤ再生業
3051 タイヤ再生業
主として再生タイヤ、更新タイヤの製造に従事する事業所をいう。但し、主としてタイヤの修理を行う事業所は大分類 K サービス業に分類される。
○再生タイヤ製造業；更新タイヤ製造業
×自動車タイヤ修理業（修理品を卸売しないもの）〔8414〕；自転車タイヤ修理業〔8551〕
- 306 工業用ゴムベルト、ゴムホース及び工業用ゴム製品製造業
3061 工業用ゴムベルト、ゴムホース及び工業用ゴム製品製造業
主として、工業用ゴムベルト及びゴムホース及び工業用ゴム製品の製造に従事する事業所をいう。その製品の主なものはVベルト、平ベルト、コンベヤ及びエレベーターベルト、ケミカルホース、エアホース、醸造用ホース、オイルホース、パツキング、工業用チューブ、工業用ゴム袋、ゴムロール、自動車用ゴム部品である。
○ゴムベルト製造業；コンベヤゴムベルト製造業；ゴムパツキング製造業；工業用チューブ製造業；工業用ゴム袋製造業；ゴムロール製造業；自動車ゴム部品製造業；ゴムホース製造業；ベタル用ゴム製造業；ハンドラバー製造業；自転車ゴム部品製造業
×タイヤ製造業〔3011〕；チューブ（輸送機械用）製造業〔3011〕
- 309 その他のゴム製品製造業

中分類30—ゴム製品製造業

- 3091 タイヤ及びチューブ補修材料製造業
主として、タイヤ、チューブの補修材料の製造に従事する事業所をいう。その製品の主なものは補修用ゴム布、コードパッチ、チューブパッチ等である。
○ゴム布製造業（補修用のもの）；コードパッチ製造業；チューブパッチ製造業；再生タイヤ、チューブ用練生地製造業
- 3092 ゴム引布及びゴム引布製品製造業
主としてゴム引布の製造に従事する事業所及びこれら自己の事業所において製造したゴム引布から漁夫用防水衣、レインコート、潜水服等ゴム引布製品の製造に従事する事業所をいう。購入したゴム引布からゴム引布製品を製造する事業所は中分類 23 に分類される。
○ゴム引布製造業；ゴム引布製品製造業（ゴム引布製造の一貫作業によるもの）；防水衣製造業（ゴム引布製造の一貫作業によるもの）
×ゴム引布製品製造業（購入したゴム引布によるもの）〔23〕
- 3099 他に分類されないゴム製品製造業
他に分類されないゴム製品の製造に従事する事業所をいう。
○医療用ゴム製品製造業；衛生ゴム製品製造業；乳首製造業；ゴム糊製造業；ゴム製敷物製造業；理化学用ゴム製品製造業（温度計キャップ、筥、培養基キャップ、対酸容器）；ゴム栓製造業；ゴムマット製造業；スポンジゴム製造業；糸ゴム製造業；靴修理用ゴム糊製造業
×ゴム玩具製造業〔393〕；運動具（ゴム製）製造業〔393〕；ペダル用ゴム製造業〔3.61〕；ハンドルラバー製造業〔3061〕；自転車用ゴム製品製造業〔3061〕